

北中城村 6 次産業化支援事業実施要領

(趣旨)

第 1 北中城村に存在する資源を用い、1 次産業の担い手である農林漁業者等が、流通業者、食品事業者等の 2 次、3 次産業の様々な事業者等と連携しながら、その価値を高め、消費者や実需者等に提供する「6 次産業化」、「農商工連携」又は「地産地消」の取組は、農林漁業者の所得を増大し、地域を活性化するとともに、地域経済の健全な発展と村民生活の安定向上にも貢献するものである。

このような 6 次産業化等の取組を拡大していくためには、農林漁業者と地域の様々な事業者等が結びつきを強め、ネットワークを形成することにより、事業者間のマッチングを促進し、消費者や実需者のニーズに即した新たな商品の開発、販路の開拓などの取組を行うことが必要である。また、その取組を地域の活性化等につなげていくためには、地域の創意工夫により、地域が持つ魅力を最大限に活かしながら取組を進めて行くことが重要である。

このため、北中城村 6 次産業化支援事業補助金（以下「補助金」という。）により、農林漁業者と地域の様々な事業者等が、ネットワークを形成する取組を支援するとともに、そのネットワークを活用した新商品開発や販路開拓の取組及びその取組に必要な機械又は施設の整備を支援する。

本事業の実施については、北中城村 6 次産業化支援事業補助金交付要綱（平成 26 年 7 月 30 日施行）に定めるところによるほか、本実施要領の定めるところによるものとする。

(事業の実施)

第 2 本事業は、沖縄県 6 次産業化支援事業補助金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日施行）（以下「県実施要領」という。）の準用により事業を実施し、その他必要な事項については、村長が別で定める。

(村の助成措置)

第 3 村は事業実施主体に交付した補助金に不用額を生じることが明らかになった時は、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

(その他)

第 4 県実施要領第 4 の 1 (1) に基づく事業実施計画等、本事業に関する事務手続きに必要な書類の提出については、村が定める各種様式にそれぞれ添えて提出するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要領は平成 26 年 9 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

(読み替え適用)

1 この要領に掲げる様式第 2 号並びに様式第 3 号について、県実施要領に基づくものは、「県知事」を「村長」と読み替えるものとする。

様式第 1 号

年 月 日

北中城村長 殿

所在地

団体名

代表者

年度 6 次産業化支援事業補助金実施計画書の提出について

みだしの件について、沖縄県 6 次産業化支援事業補助金実施要領第 4 の 1 (1) に基づき、実施計画書を提出します。

様式第2号

年 月 日

北中城村長 殿

所在地

団体名

代表者

年度6次産業化支援事業実施状況報告及び評価報告書の提出について

みだしの件について、沖縄県6次産業化支援事業補助金実施要領第6の1に基づき、事業実施状況報告及び評価報告書を提出します。

様式第3号

年 月 日

北中城村長 殿

所在地

団体名

代表者

年度6次産業化支援事業に係る事業収益状況報告書の提出について

みだしの件について、沖縄県6次産業化支援事業補助金実施要領別記2の第4に基づき、事業収益状況報告書を提出します。